

大震災復興の現状と課題

——聖学院大学に託された教育の使命——

小林 良彰

おはようございます。大学院で政治政策学を教えさせていただいております小林と申します。聖学院の中では末端にいる者ですので、こういう場でお話をさせていただいていいものかどうか、ご依頼いただきましたときにかなり迷いましたけれども、今、何が政府の中で行われているのか、行われていないのか、ぜひそのことをお話しさせていただきます。ありがとうございました。

二〇一一年三月十一日に起きた東日本大震災で重要なことは、復旧ではなく復興しなければいけないということです。復旧というのは、元の状態まで戻すということ。しかし、復興というのはそれよりもさらによりよいものに向かっていくということです。私たちは、クリスチャンとして今回の問題をどうとらえて、そしてクリスチャンとしてこれをどう復興していくべきなのか、そのことを一緒に考えさせていただきたいということで、今日、この役割を引き受けさせていただきました。少し基本的なことからお話をしていくかもしれませんが、しばらくお付き合いをいただければと思います。

一 「想定外」ではなかった東日本大震災

まず、今回の件につきまして、阪神大震災との一番の違いは原発の問題です。阪神大震災が起きて三日目に、私は本務校は別の大学ですが、その大学の学生たちと一緒に被災地に行きました。阪神大震災の場合、被害はそこで止まったわけです。止まったので、あとは復旧・復興に向かっていけばいいわけですが、今回の問題はいまだに被害が出続けていることです。放射能の除染の問題。除染というのは何か問題が解決するように思われるかもしれませんが、実は問題はほとんど解決していません。要するに、A地点にある放射能をB地点に移すというだけです。日本というパイの中で放射能の量というのは変わりません。もしあえてそれを減らすとしたら太平洋に流すしかありませんが、それは国際法上できません。ではどうするか。薄めて、みんなが共有するのか、あるいは圧縮して一箇所に置くのか、AからBへ移すのか、それしか実はできないのです。

この原発の事故については「想定外」という言葉がよく使われました。しかし、本当に想定外だったのでしょうか。

地震の予測

阪神大震災が起きたあと、海溝型地震の予測については文部科学省がかなり力を入れました。そして、東日本大震災の問題が起きる一年以上前の平成二十二年(二〇一〇年)一月に、「全国地震動予測地図」というものを地震調査研究推進本部が作成いたしました。これはその後、文部科学省のホームページで『わが国の地震の将来予測』として、<http://www.jishin.go.jp/main/pamphlet/leaflet/leaflet.pdf>。

その中の「海溝型地震の評価結果」(図1)に基づいて、これからどこで地震が起きる可能性があるのかと、やはり最も大きいのが宮城県沖で九九パーセント起きるということです。予測されたマグニチュードは八・〇、実際はそれよりも大きかったわけですが、二番目が東海沖で八七パーセント。ですから、浜岡原子力発電所を止めたというのはそういうことによります。

今後、全国のいろいろなところで海溝型地震が起きると予測されていますが(図2)、その確率はかなり違います。例えば、すでに発生した宮城沖が九九パーセント、あとは東海・東南海・南海の三つが高いことになりました。ですから想定外でも何でもないわけです。これを文部科学省もかなり主張いたしました。もちろん、それを受け止めて大学の研究者も話をしましたが、ほとんどの方が残念ながら耳を傾けてくれませんでした。その中で、やはりこれは危ないと思つて現地の中学校、小学校に行つて避難訓練をした先生方がいて、そのおかげで助かった方も数多くいらしたと思いますが、申し上げたいことは全く想定外ではないということです。

危機というのは三つのレベルがあります。第一の危機は既知の危機、既に起きている危機です。地震であるとか、戦争であるとか、あるいは原発の問題、今回の福島であれば津波ではないにせよ、事故で浸水したことがあります。あるいは東海村の事故もありました。いろいろと経験をしております。第二は未経験の危機。起きるかもしれないけども、実際にはまだ経験をしていないものです。例えば全社会の情報ネットが機能停止する、これはいくらでも可能性はありますがまだ実際に起きていません。そして、第三は全く起きることも、あるいは想像することもできない危機。これが想定外の危機です。そうしますと、今回の原発の事故は既知の危機、つまりこれは想定外のものではないということです。予想し得たにもかかわらず、それに目をつぶってきたというのは、別に原子力工学の方々だけを批判する話ではないと思います。どこか危ないのではないかと思いつつも仕方がないということで目

をつぶつてきた、ある意味では人文・社会科学の人間もこのことについては反省する必要があると思っております。日本学術会議というのは、会員が二二〇名、連携会員が約二〇〇名いますが、何があろうとも、最後までこの危機を繰り返し主張してきた方が一人いらつしやいます。最も強く主張してきたのは、東京大学の哲学の島蘭進先生です。この先生が、なぜこれだけこのことを主張されてきたのか。これは、先生は聖学院幼稚園のご出身だったと思いますが、やはりそのことと無縁ではないと私は思います。孤立しようと、何と言われようと、ずっと主張されてきた方は確かにいらつしやいました。

原子力発電所の問題

さて、原子力発電所についていいますと、安全弁は三つあります。まず、原子炉の稼働を止める制御棒、これは機能いたしました。問題だったのは、非常用電源のディーゼル発電機が津波を被つて動かなくなったことでした。福島第一発電所、これは一番、今、問題が起きているところです。建屋が二つ、原子炉建屋とタービン建屋があります。冷却用の電源はタービン建屋の方にありましたので水を被つて使えなくなりました。第二発電所は、もちろん幾つかの問題はありましたけども、第一発電所のような放射能が外に出るということは、今のところは起きておりません。なぜならば、非常用電源を高気密の原子炉建屋の中に設置してあったからです。タービン建屋には置いていなかったのです。だから津波を被らなかつた。ですから、冷却用電源が生きてそのまま大きな問題が起きずに済みました。あるいは、東北電力の女川発電所は高台に設置しましたので、問題が起きるところか、周辺の方の避難所として使われたぐらいです。

つまり、何を申し上げたいかというと、東京電力にとって、本当にすべてが「想定外」だったのでしょうか。第

二発電所は第一発電所よりあとに造りました。問題がないと思っ
ているならば、第二発電所でなぜタービン建屋の中に発電機を置
かなかつたのでしょうか。なぜ移したのでしょうか。それは、やは
りそういうことが起きたときに危ないと思つたから移したのでは
ないでしょうか。では、なぜそのときに第一発電所の発電機も移
さなかつたのか。あるいは、原子炉建屋の中にスペースがないので
あれば、せめて高台に置けばよかつたわけです。

そのわずかなコスト、高台に移してケーブルを引っ張ってくるこ
とをやらなかつたことが、もしこれだけの惨事をもたらしていたと
したら、これはとても想定外の話といえる問題ではないと思いま
す。

しかし、東京電力の立場に立ちますと、会社は言われたとおりに
造っているわけです。実は、この規制局は内閣府の原子力安全委員
会になりませんが、原子力安全委員会自体が「電源喪失は考慮す
る必要がない」と一九九〇年に定めた発電用軽水炉の安全設計審
査指針の解説に明記しております。

さて、原子力の損害賠償についてですが、これは「原子力損害の
賠償に関する法律」があります。しかし、その法規とは違うことが
行われております。この法律で書かれているのは無限責任です。
第三条一項で、国は責任がないと。そしてすべての責任は電力の
事業者にあると。ただし、天変地異、この解釈は巨大な隕石が
落ちてきたとき、また社会的動乱、その解釈は一般的には戦争で
す。戦争で、例えばミサイルを撃ち込まれるとか。それを除けば
無限責任があるということです。しかし、現実にはこの法規を変
えて新しい法規を作つて適用することで、やはり電を救済して
いるのが実態です。

不作為の責任

この原子力発電の問題になりますと、私どもも何百回、あるいは
人によりましては何千回も目にしているところ

ですが、マタイによる福音書の一三章一四―一五節をあらためて読ませていただきます。

こうしてイザヤの言った預言が、彼らの上に成就したのである。「あなたがたは聞くには聞くが、決して悟らない。見るには見るが、決して認めない。この民の心は鈍くなり、その耳は聞こえにくく、その目は閉じている。それは、彼らが目で見ず、耳で聞かず、心で悟らず、悔い改めていやされることがないためである」。

これは、私たちがやはりどこかで問題があるのではないかと思いつつ、仕方がない、電力が必要である、地球温暖化だから火力はこれ以上使えない、多分大丈夫だろうと、もし思っているとしたら、決して私たちは東電だけを批判できないし、やはり原子力安全委員会だけを批判できない。そして、そのことに対して理系の工学だけを批判できない。ここにいらつしやる多くの方は人文・社会学系の方だと思えますが、私どもも不作為としての責任があったと反省するところから始めなければならないと思います。そして、この「聞くには聞くが」、あるいは「見るには見るが」、もし認めないということがあったら、今が、クリスチャンとしてこのことを通して、どう復興していくのかということを示すその時期であると思います。私たちは、今、聞かなければいけないし、今、見なければいけないし、今、私たちが立ち上がってやらなければいけないときだと思っております。

二 東日本大震災への政府の対応

さて、東日本について政府が何をしたのかを見比べてみます。大震災復興支援のために、一カ月後の四月十四日に復

興構想会議が発足いたしました。そのあと、毎週土曜日に会議を開きまして、六月二十五日第一二回復興構想会議まで開きました。ここからは多少私の専門に入ってくるわけですが、この復興構想会議が法的裏付けを持つことで与野党が合意しませんでした。合意しませんでしたから、これは菅首相の私的諮問機関としての位置付けでした。従いまして、菅首相が辞める前、事実上、レームダック状態に入った六月二十五日を最後に開かれなくなりました。そして十一月十日、五月月ぐらいたって野田首相のときに、最後、第一三回を開いて閉幕したのです。そして、それ以降一切開いておりません。つまり事実上、六月二十五日以降やっていないのです。現実には、今誰が担当しているかといえますと、復興担当が平野達男担当大臣。ちょっと失言があつて辞めた方の後任の方です。それから原発のほうには細野豪志担当大臣が、やはり環境大臣と兼務でやっています。

ただし、大臣はいます。そして、細野さんのほうはまだその下に環境省があります。あるいは原子力安全委員会ですが、今度は安全庁に変わりますが、そういった職員たちがいます。しかし、平野さんの下は誰がいるかといえば復興庁がいます。たにないのです。二〇一一年十二月九日に設置法が成立しましたが、現時点では、まだ発足していません。(その後、二〇二二年二月十日発足)。これは、関東大震災と比べてもあまりにも驚くべき事実であつて、三・一一から一年たとうとしているのに下がないのです。大臣とその周辺の職員はいますけれども、実際に動く大勢の人がいないのです。それで、結果的には、私どもの日本学術会議というのは内閣府の中にありますので、提言を作成しているという実情になります。あまりにもひど過ぎます。

今まで、公共事業というのはずっと抑制してきました。しかし、今、復興という名前であれば多くが認められています。ですから、まさに今、利権の取り合いになっています。したがって、この復興庁の性格付け、復興庁の中をどうするのか、そういう問題について与野党で意見が合わないために、いまだにできていないという、本当

図3 政府の震災復興

農業・農村復興マスタープラン：農林水産省
水産復興マスタープラン：農林水産省
三陸沿岸道路整備・東北横断軸：国土交通省
高速道路政策：国土交通省
空港津波対策：国土交通省

産業復興相談センター設立：経済産業省
・政策金融公庫、商工中金からの融資
三陸復興国立公園：環境省
復興庁：東日本大震災発生11ヶ月後の2012年
2月

政府の震災復興

にこれは世界に対して、笑いにしかならないような現状であると私は思います。

では、震災について、今、誰が何をやっているか。図3のようになっております。現時点（二〇一二年一月）では、平野さんの下に復興庁がありませんので、代わりに農林水産省と国土交通省がサポートしています。これは何を意味するかというと、農林水産関係と国土交通関係の復旧になります。つまり、具体的にいいますと

道路はできません。空港の津波対策はできません。鉄道はまだ完全ではありませんが、港がある程度の復旧は進んでいます。それから農業についてはいいいますと、港湾の復興が遅れてはいますが、それ以外のところはある程度進んできています。ただし、問題なのは肝心の雇用とか、産業についてはあまり進んでいない状態です。ここからは、やはり霞が関の縦割りの問題があります。先ほど、平野大臣と細野大臣がいると言いました。これは役割が違います。平野さんのほうは復興担当、細野さんのほうは原発担当。でももう一つ地域割りがあります。細野さんの担当が福島県が中心で、平野さんの担当は岩手県と宮城県が中心なのです。そうするとお互いに空白ができます。具体的にいいますと、宮城県における除染は誰がやるのか、福島県における復興は誰がやるのか、八月までは総務大臣、片山さんが手助けしていました。ところが片山さんも辞めました。そうすると、今、ここは手薄になってしまっているの

です。

震災復興の問題点

そして震災の復興でいろいろな問題があります(図4)。

図4 震災復興の問題点

復旧はできるが復興はしにくい

激甚災害法の問題点

見えない産業復興策・遅い産業復興策

二重債務対策のための産業復興相談センター及び産業復興機構(金融機関からの借入の利子補給)岩手県・10月3日センター開設、11月11日機構設置宮城県・11月11日センター開設、12月22日機構設置福島県・11月29日センター開設、12月28日機構設置事業再開できない中小企業の中には、あきらめ廃業

1 復旧はできるが復興はしにくい

一番の問題、これは激甚災害法の問題です。激甚災害法の指定を受けますといういろいろな特例が認められますが、この法律は、復旧はしてもいいのです。復興はしにくいのです。復旧というのは、先ほども言いましたとおり、元の状態まで戻すことです。元の状態といっても、この三・一一で壊れたものは三十年前にできたものもあります。あるいは二十年前にできたものもあります。今からわざわざ二十年前や、三十年前のレベルまで戻すことはできません。それから年月がたっていますから、昔のものを造るよりもっと安いコストでもっといいものを造ることはできるわけです。ところが、もっといいものを税金で造るとそれは被災した人がもともと三・一一の時点で持っていたものよりもプラスになると。プラスになるということは私有財産を付け加えることになる。私有財産を付け加えることを税金でやってはいけないという解釈が生じます。

2 見えない産業復興策・遅い産業復興策

それから、先ほど申し上げました産業の復興。つまり、どんなに何を、インフラをつくろうとも、これは阪神大震災を見ていただければ分かりますとおり、それだけではだめです。長田町の商店街が焼けて、その跡に立派な商店街が再建されました。ただ、行かれればお分かりになると思いますが、今、長田町の商店街に行ってみると、少なからぬシャッターが閉まっています。なぜならば、そこで働く雇用とか、あるいはその中小企業のことになりまされども、支援がなければ人はやはり住めないわけです。それ以上に、今回の東北の場合はもっと零細企業がたくさんあります。そこを本来救済するのが、ご存じのとおり、二重債務対策です。今、三・一一以前に、例えばローンを借りて家を建てたり、中小企業を経営していた人が、さらに再建するために工場を整備したり、機械を入れたり、また新しく家を買ったりするためにお金を借りなければいけません。そのお金を借りるための金利を、例えば下げるとか、利子を補給するのが産業復興機構ですが、岩手県にできたのが十一月十一日です。宮城県にできたのが暮れの十二月二十二日です。そして、福島県は十二月二十八日です。ですから大きく遅れていることになりました。

3 縦割り行政の弊害

縦割り行政のもう一つの例を申し上げたいと思います。例えばがれきがあります。船がそのまま乗り上げてきたり、あるいは電信柱が倒れたり。そのときに、倒れたがれきが田んぼと道路、あるいは隣の田んぼにまたがって倒れていたとします。この処理がなかなか進まないのです。田んぼのがれきは農水省の仕事です。道路の上のがれきは国交省の仕事。そして最終処分は厚生省の仕事というのでは進みません。

それから、今、福島で問題になっているのは中間処分場の問題です。がれきをわざわざ中間処理のところになぜ一回持つて行かなければいけないのか。なぜ最終処分まですぐ持つて行かないのか。地元、中間処分場を双葉郡に置くとなると、例えば原発事故の被害が止まってもさらに中間処分場からは出るわけです。すぐ最終処分に持つて行けばまだいいのですが、進みません。こうなってくると、皆さんも非常にあきれれると思うのですが、私の日々の仕事は大体週三日ぐらい勤務して、いろいろな省庁とかを回る……。もちろん、平野大臣とか、細野大臣とかにお会いしても、お二人ともとてもまじめで一生懸命やろうとしているのですが、彼らは一生懸命であっても、関係省庁の人たちがそれに合わせて動いてくれるとは限らないのです。今はそれぞれの省庁の人が、それぞれの省庁の予算で、それぞれの省庁の仕事しかできない枠組みになっていますから、結果的にはそういう事態がずっと続いていることになります。

4 被災者の視点の欠如

また、被災者の視点が完全に欠如しています。「求職支援制度」というのができました。これはどういうものか。仕事がない人に対して失業保険を通常とは違う形で二回延長を認めました。これ以上の延長は考えにくい。そうしますと、今年（二〇一二年）の九月、秋までは持ちますがそのあとは失業してしまいます。求職支援制度というのは、そういった人たちに職業訓練を授けるのです。現実には、失われた仕事と、今、必要な仕事はかなり違っていきます。今、仙台は、行かれると分かりますとおり、かなり復興特需のところがあります。ただし、仕事を失った人たちの職種と、今、求められている仕事の職種はかなりミスマッチがあります。具体的にいいますと、性別でいえば求人倍率はかなり戻りましたが、これは実は男性だけなのです。女性の求人倍率はものすごく低いのです。性別

の大きな差が出ています。なぜならば、今必要なのは建設の機械が動かせる人、具体的にいうとその資格を持っている人だからです。持っていないければこれからその資格を授けようということで、これはハローワークが教えるのではなくて、民間のいろいろな職業訓練、例えば、いろいろな自動車の訓練のところでもいいのですが、そういうところが申請をして、認められると、そこに通う人が一回も欠かさず通うということを条件に毎月一〇万円の手当をもらえることになっています。

では何でそれがあまり機能していないのか。その求職支援制度では、職業訓練所が申請する条件として、基礎訓練が終わったあと、三割の人が就職をしていないと駄目。実践訓練を終えると三五パーセントが就職していないと駄目。ですから、今の状況の中でもし受け入れるのならば、二十代、三十代の男性の訓練は受け入れますが女性の訓練は受け入れにくい。五十代、六十代の男性の訓練も受け入れたくありません、ということになるわけです。今、別にわざわざそんなところに申請しなくても、いくらでもお客さんはいます、ということになります。岩手県でいいますと、今、それを申請して職業訓練ができるのが盛岡なのです。肝心の沿岸部では少ないのです。そこにも訓練所があります。でも、あっても、実際問題、卒業生がこれだけの割合の就職ができるという保証はできない。できなければ、申請ができない。では、釜石や石巻から毎日盛岡まで交通が不便な中で通えるか。通うことはできません。結果的に、被災地での求職支援制度はかなり限定的です。そして、今年の秋以降、大量に生活保護世帯が発生することになります。今、私たちがやっていることは厚生労働省と掛け合って、この支給要件を被災地特例で緩和するとか、あるいはセクターごと、今のままだと二十代、三十代の男性の訓練しかできませんから、そうではなくてセクターごとに率を変えるとか、そういう交渉をしているという状況です。とにかくあまりにも被災した実態に合わないことが行われているのです。

被害状況と復興財源

東日本大震災の被害状況については、図5のとおりです。阪神・淡路大震災と比べて、もちろん犠牲になった方の数も三倍以上多いですし、ストックの総計も大変大きな額ということになります。

	東日本大震災	阪神淡路大震災
死者・行方不明者	19,588人	6,437人
住家全壊・半壊	300,422棟	249,180棟
建築物被害額 ：住宅、店舗、工場、機械	10兆4千億円	6兆3千億円
ライフライン施設被害額	1兆3千億円	6千億円
社会基盤施設被害額 ：河川、道路、港湾、空港	2兆2千億円	2兆2千億円
農林水産関係被害額	1兆9千億円	両項目で 5千億円
公共施設被害額	1兆1千億円	
ストック総計被害額	16兆9千億円	9兆6千億円

復興財源につきましては、今のところは全く見通しが立っていない状況です。国債の発行と別に、復興国債という、実体としては変わらないのですが、そういうものを出して対応するということになります。一つの案としてはやはり消費税を五パーセント上げて六兆円を捻出するか、あるいは所得税を上げるか、無利子国債でやるかということになります（図6）。どれも、かなり強い抵抗があるの言うまでもないことです。

ただ、次の世代に負担を押し付けることは不可能だろうと思います。

無利子国債といいますと、現実的にはこれは金持ち優遇税制という理解があると思います。図7にまとめましたが、フランスで行った無利子国債は金持ち優遇税制でした。ただ、すべての無利子国債がそうなるわけではありません。フランスはピレネー国債のときにやりました。何が起きたかといいますと、極端な話をしますと、親が亡くなる一日前に無利子国債を買った。これは、利

もよかつたら、完全に金持ち優遇税制になります。これはやめるべきです。ただ、幾つかの試算がありまして、仮に一五年債にして十五年間売っては駄目とするとい・二パーセント、これは最高税率五五パーセントの人が買って、仮にも損しますから全く売れません。五年債にすると、平均相続税率一七・五パーセントの人も買って得しますから、これは政府が損します。それで、一〇年債でやりますとい・八パーセントで、相続税率三三パーセントの人が買っ

図6 復興財源（含、原発損害賠償）

▶ 4年間で20兆円必要？	
▶ 2010年度予算予備費残高	2038億円
2011年度予算予備費	1兆1600億円
子供手当	2兆2000億円
農業個別所得補償	6000億円
高速道路料金割引	2兆円

上記計6兆円で残り14兆円の方策は

- ①消費税3%増で計8%→6兆円増
- ②所得税増税
- ③無利子国債発行

図7 無利子国債（三菱東京UFJ銀行試算）

▶ 無利子・相続税免除

cf: 仏で失敗 相続直前購入し直後売却 一般国債に
 利子<相続税: 購入=将来の相続税の先食い
 タンス預金30兆+普通当座預金450兆中、個人120兆

5年債(1.2%) 平均相続税率17.5%でも+
 10年債(1.8%) 相続税率33%以上の人にとって+
 15年債(2.2%) 最高税率50%の人にとっても-

発行条件、期間限定販売 2011年夏~2012年春
 10年間転売禁止 以降自由 長期保有ほど国に+

子が付かない代わりに相続税がただです。そして親が亡くなった翌日に売る。つまりなるべく短期間にする。そうしますと、事実上、親の財産を相続税ゼロで受け継ぐことができました。これはとんでもないということ、強制的に普通の国債に借り換えさせました。ただ、いろいろなやり方があります。一つは、まず日本にはたんとす預金が三〇兆円あります。これは、事実上税務署としては相続税の取りようがないものになります。いつ買ってよくて、いつ売って

でもプラスになる。逆に、それ以下の人が買うと損になります。ですから一年程度の期間限定で公募して、十年間は転売してはいけないという形を取れば、ぎりぎり、もともと取れなかったたんす預金から取れるかもしれません。

東日本大震災に見る日本の問題

今回のことで申し上げられる問題点は三つあります。まずエリート官僚主義。これは、一例を申し上げます、ご存じの方も多いかもしれませんが三・一一が起きて真つ先に救援隊を派遣したのは兵庫県です。これは、阪神大震災のときに東北から助けってもらったからです。三月十一日の夜に、既に二八〇名ぐらいが数十台の自動車に分乗して現地に向かいました。そして、長野まで来たところで総務省の消防庁から「待った」が掛かります。なぜかという、長野の飯田でも被害が起きているから行けと。福島、宮城へ行こうとしていたのですが、命令ですから飯田に行こうとしたら、飯田からは来なくていい、間に合っていますと。ご存じのとおり、七十二時間が生存確率が高い状態ですが、結果的に現地に着いたときにはもう四十数時間がたっていた。しかも、救助活動を始めて一時間半たったところで、総務省の消防庁からまた転戦命令が出ました。その時いた現地は人手が足りませんでした。それで、一時間半でそこを去るときに、現地から自分たちを見捨てて行くのかと言われた。でも、消防庁の命令ですから移動しなければいけない。それで、転戦で指定されたところに行つたときにはもう七〇時間半たつていて、七十二時間まで一時間半しかなくて、三〇〇人近い救助隊であつたにもかかわらず、結果的に一人の命も救うことができずに終つたということがあります。これは、総務省の消防庁に正しい情報があつて命令を出していたのなら分かりません。そうではないわけです。電話も携帯も何も通じていないときです。なぜそうしたのか。

二番目としてはマニユアル中心主義。日本は製造業で生きてきました。ですからとにかくマニユアルを作る。マ

ニュアルを守っていれば責任はない。もし、マニユアルどおりにやって問題が起きたら悪いのは私ではない、マニユアルを作った人だという発想がずつとあると思います。ですから、現実には起きていることが何であるかではなくて、マニユアルにとにかく従えということになります。

いつも現場を優先して考えるのではなくてマニユアルで対応するという、その問題がやはり今回の原発のも起きていますし、それ以外のいろいろなところでも起きているのが学んでいない点だと思います。

三番目は、外からどう見られているのかが本当には分かってないということです。三月十一日、私はこの聖学院大学のキャンパスにいました。それは、一年に一回の集まりがあったからです。多分多くの方がご一緒されていたかもしれません。そのあと、家族が心配でしたので、たまたま車で来ていましたから、自宅まで車で帰りました。着いたのが夜十一時ぐらいでしたけども、とにかく着いて、そのときから日本のテレビとCNNとBBCと、三つ見比べました。言っていることが違っていました。でも、結果的には残念ながら、CNNとBBCが言っていることが正しかったのです。原発についてはそのとおりでした。

やはり、どうしても日本は都合が悪いことは小さく見せたいわけです。なるべく被害がないように見せたい。それは結果的には正しくなかった。そうすると、何が起きたかといえますと、韓国とか、台湾が、日本のメディアに基づいて報道していないのです。今は、韓国も台湾も、CNNとかBBCに基づいて放送しています。例えば十二月に私は韓国に仕事で行きました。十一月は台湾にやはり仕事で行きました。見てびっくりしました。韓国のニュースが、東京が放射能に汚染されていると報道しているのです。そんなわけではないだろうと、われわれは思うのですが、結果的にはそういう報道を海外がする。二月初旬に私の本務校で国際シンポジウムをやりますが、とにかくアメリカやヨーロッパからは学者が来るのですが、韓国の人がなかなか来ないのです。放射能で大丈夫かとか言わ

れました。何かどこかで大きな誤解が起きているのですが、やはりそれも日本が本当に正しいことを伝えていなかった責任もあると思います。

これは、別に日本のメディアが問題なのではなくて、三月十五日、十六日のあと、日本の政府の多くの人たちはある種の情報を持っていました。福島と郡山が危ないという情報は持っていました。それはお互いに共有していたはずですが。つまり、同心円状に放射性物質が飛んだのではなくて、風向きである方向に飛んでいたことは知っていたわけです。同じ情報はアメリカも持っていたわけです。しかし、それを日本が出さなかった。そのため結果的には、ヨーロッパの幾つかの大使館は、横浜より西へ避難しろということになりました。ですから、東京の大使館機能を横浜の総領事館に移したり、オーストリア大使館は横浜に持つてないので大阪に移しました。にもかかわらず、日本国民がそれを知らずにいたということになります。そのことが、結果的には日本の政府が出す話やメディアが出す話の信頼が薄いということになるのです。

三 日本学術会議について

日本学術会議の会員は二一〇名、それから連携会員は約二〇〇〇名ぐらいいますが、具体的には現実に役立つ施策をいろいろと考えています（図8）。

例えば、特例地域雇用会社に対する寄付の特例の復活とか、あるいは一般寄付の損金算入の限度額の撤廃であるとか、あるいは内閣府令の二二条の地域再生法の特例会社範囲の拡充であるとか。政府に予算がないので、あまりお金を使わずに、しかし被災した人に現実的に役立つ特例とか、緩和とか、そういういろいろな法案などを作って

図 8 日本学術会議の説明

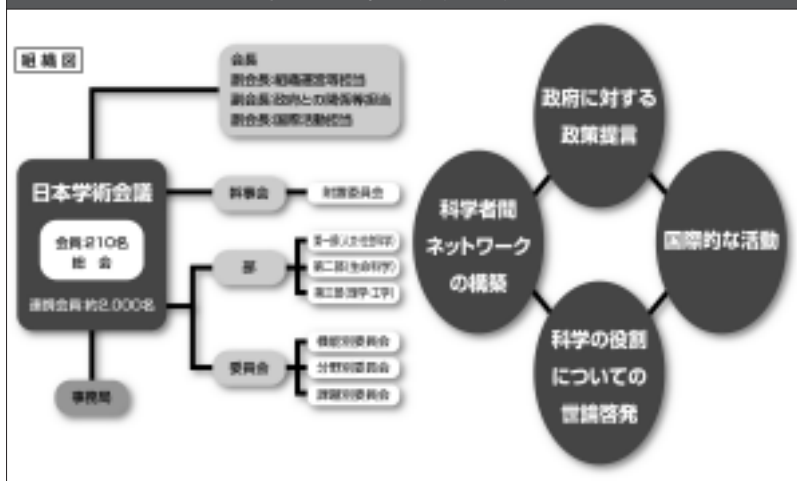


図 9 寄付行為の促進措置及び被災企業支援措置

	現地被災企業支援対策	間接的被災企業支援対策	その他一般企業対応
税法上の緩和措置 (寄付行為)		特定地域雇用会社に対する寄付の特例の復活（平成22年3月31日廃止特例）	
		一般寄附金及び特定公益増進法人への寄附における損金算入への限度額の一時撤廃	
会計基準、会社法規定及び税法上の緩和措置		見舞金と交際費の判断基準の緩和（物的、人的支援に関わる税控除の範囲の拡充＝交際費から免除）	
		修繕費等に関わる会計処理の特例の新設	
		後発事象の処理・開示期間の猶予の検討	
支援制度	被害地の企業、事業（個人事業者を含む）の再生に対する特別・緊急融資制度の確立		
	地域再生法（内閣府令第22条第1項）に規定する特例会社の範囲に関わる規定の拡充及び地域再生基盤強化交付金の交付等の積極的推進。		

各省庁に持って行き、その施策に交渉して入れてもらうという形を取っております（図9）。

エネルギー政策

さて、エネルギーに関して学術会議は何をやっているかといいますと、図10にあります六つのシミュレーションをしました。A. 原発をすぐやめる。B. 五年で電力の三〇パーセントを再生可能エネルギーにする。C. 二十年で電力の三〇パーセントを再生可能エネルギーにする。D. 三十年の間に寿命に達した原子炉より順次停止して、その間に電力の三〇パーセントを再生可能エネルギーにする。E. 原発を維持。F. 増やす。A、Bは残念ながら現実的には難しい。家庭用は大丈夫でも産業用が駄目なのです。太陽光と風力でやった場合、産業用がなぜ無理かというと、これはその日の天気によって、その日の風向きによって、今日は工場を稼働します、今日は稼働しません、これでは工場は海外へ逃げていってしまいます。なので、脱原発に向かうとしても、一定の時間が必要になるので、現実的にはCかDにならざるを得ないと思います。二十年かけて電力の三〇パーセントを再生可能エネルギーにする。もちろん、その前に四十年たった原発は止めていって火力で一時代替して、そのあと二十年以内に再生可能エネルギーにする。あるいは三十年でやる。そうすると実は電力コストが上がる、家庭用の電力コストが高くなるといふ、いろいろな話がありますが、それは本当なのかということに計算してみますと、そんなに高くはなりません。図11のシナリオCの発電コストにありますように、二十年、つまり耐用年数に来たものから止めていって、そして火力で代替して、二十年たった時点で再生可能エネルギーに持っていけますと、原発コストが五・九円というのが事故が起きる前のコストですから、これに損害賠償などを加えますと、大体、一二・二三円ぐらいというのが現実的なところだろうと思われれます。政府発表で、今、九円ぐらいまで来ていますが、これはまだ今後の損害賠償の

図10 エネルギー政策の選択肢

- A 速やかに原子炉を停止し火力で代替。
順次再生可能エネルギーによる発電に移行
- B 5年で電力の30%を再生可能エネルギー
- C 20年で電力の30%を再生可能エネルギー
- D 30年の間に寿命に達した原子炉より順次停止
その間に電力の30%を再生可能エネルギー
- E 原子炉を設備更新し、現状の原子力発電規模維持
- F 原子力発電を将来の中心的低炭素エネルギーに

図11 シナリオC：再生可能エネルギー関連で新規に必要な費用

期 間		2012～2016年度	2017～2030年度	2031～2040年度	
発 電 設 備 関 連	投 資 額	11.9兆円／5年 約2.4兆円／年	47.2兆円／14年 約3.4兆円／年	0.2兆円／10年 約0.02兆円／年	
	新設 容量	風 力	17.1GW	115.9GW	1.1GW
		太 陽 光	14.2GW	80.9GW	—
		地 熱	1.1GW	5.6GW	—
		中小水力・ バイオ	1.2GW	5.6GW	—
	累積 面積	風 力	733km ² 琵琶湖の1.1倍	5,741km ² 8.6倍	5,741km ² 8.6倍
太 陽 光		99km ² 琵琶湖の0.1倍	662km ² 1.0倍	662km ² 1.0倍	

シナリオC：発電コスト

原子力発電 コスト	発電コスト（各種電源の発電コストによる加重平均）			
	2010年（現状）	2016年	2020年	2030年
i) 5.9円 ／kWh （資源エネ庁試算）	7.10円／kWh	8.90円／kWh	10.88円／kWh	18.76円／kWh
		(+1.80円)	(+3.79円)	(+11.66円)
		標準家庭月額 +205円	標準家庭月額 +666円	標準家庭月額 +2,290円
ii) 12.23円 ／kWh （立命館大試算）	9.08円／kWh	10.79円／kWh	12.17円／kWh	18.76円／kWh
		(+1.71円)	(+3.09円)	(+9.68円)
		標準家庭月額 +105円	標準家庭月額 +401円	標準家庭月額 +1,694円

図12 シナリオD：再生可能エネルギー関連で新規に必要な費用

期 間		2012～2016年度	2017～2030年度	2031～2040年度	
発電設備関連	投資額	11.2兆円／5年 約2.2兆円／年	38.1兆円／14年 約2.7兆円／年	7.6兆円／10年 約0.8兆円／年	
	新設容量	風 力	17.1GW	84.5GW	32.5GW
		太 陽 光	14.2GW	70.4GW	10.5GW
		地 熱	0.4GW	5.0GW	1.3GW
		中小水力・バイオ	0.4GW	5.0GW	1.3GW
	累積面積	風 力	733km ² 琵琶湖の1.1倍	4,348km ² 6.5倍	5,741km ² 8.6倍
太 陽 光		99km ² 琵琶湖の0.1倍	589km ² 0.9倍	662km ² 1.0倍	

シナリオD：発電コスト

原子力発電コスト	発電コスト（各種電源の発電コストによる加重平均）			
	2010年（現状）	2016年	2020年	2030年
i) 5.9円／kWh （資源エネルギー試算）	7.10円／kWh	8.70円／kWh	10.70円／kWh	16.52円／kWh
		(+1.61円)	(+3.60円)	(+9.42円)
		標準家庭月額 +155円	標準家庭月額 +615円	標準家庭月額 +1,761円
ii) 12.23円／kWh （立命館大試算）	9.08円／kWh	10.71円／kWh	12.07円／kWh	17.26円／kWh
		(+1.62円)	(+2.99円)	(+8.18円)
		標準家庭月額 +84円	標準家庭月額 +370円	標準家庭月額 +1,341円

増加を含めない形ですから、入るとこれぐらいになると思います。そうしますと、二〇一六年の時点で一つの家庭で一月当たり一〇五円高です。それを高いと見るか、安いと見るか。これは国民が決めることだろうと思います。一月に一〇〇円で、原発の不安から解放される。今、起きていることは、われわれが何十年も抱えていかなければいけないことですが、これ以上の問題が起きないならば一〇〇円出してもいいと。要するに、一日三円出してもいいと思うならばそれはできることです。いや、それは嫌だと、一日三円払いたくないと。危険があっても原発をやっていく。民主主義の国ですか

図13 日本学術会議における現在の取り組み

東日本大震災復興支援委員会

委員長・大西隆（会長） 副委員長・小林良彰（副会長）

産業振興・就業支援分科会

…被災産業と雇用復興方策

災害に強いまちづくり分科会

…まちづくり戦略と支援のあり方方策

放射線汚染対策分科会

…放射能汚染測定と健康被害防止方策

す。ら、これはやはり国民が決めることであって、学術会議がああしろ、こうしろと言う立場にはもちろんないわけ

人文・社会科学の責務

さて、現実的には、日本学術会議では図13にありますように、今三つの分科会をやっております。

今日いらした多くの方が人文・社会科学の方だろうと思いますが、人文・社会科学の立場から何ができるのかということですが、やはり私たちができることは社会をよくすること。そのために私たちは存在しています。そしてやらなければいけない三つの仕事があります。

第一の仕事は、どういう社会が理想なのかということを考える、という仕事です。誰がどう言っています、彼がこう言っています、ではなくて、私たちが何を理想だと考えるかということです。もちろん、それは入口としてはほかの思想家の解釈から入るかもしれませんが、ほかの思想家が現代の日本にいるわけではないのです。現代の日本に生きているのは私たちなのです。クリスチャンとして、現代の日本にいる私たちがどういう方向に向かっているのか。本来であれば、これは第二次世界大戦が終わったときに考えなければいけなかったことかもしれません。ある意味では、今が本当にそれを考える時期とい

うことかもしれません。

そして、二番目にやることは、では現実の社会現象がどのような状態にあるのか、それをきちんと解明しなければいけません。

そして三番目としては、一番と二番をつなぐ現実的な政策提言を作るという仕事。この三つの仕事があるわけです。

学術会議は、図8にありましたように、一部、二部、三部と分かれていますが、一部が人文・社会科学、二部が生命科学、三部が理学・工学です。ある三部の会員がこういうことを言いました。「二部の生命科学はがんを治せませぬ。三部の理学・工学は軽い金属を作れます。一部の人文・社会科学はそうしたことができないかもしれないが卑下しないでください」。私はものすごく怒りました。何を考えているのだというふうに思いました。実は人文・社会科学にもベンチマークはきちんとあるのです。ただし、理系の方からそう言われかねない理由も一つあります。

確かに理学・工学は速いエンジンを作れるかもしれません。遠くまで飛ばすロケットを作るかもしれません。でもどこへ向かって飛ばすのでしょうか。その答えは理学、工学からは出てきません。これからの社会のためにどれだけ効率よくエネルギーを作るか、それは三部かもしれません。しかし、どちらの方向に向かつていくのでしょうか、羅針盤を握っているのは一部なのです。これは人文・社会科学がやらなければいけないのです。方向性を示唆することは私たちがやらなければいけないのです。

そして、一番大事なことは、人文学と社会科学の二つが、本当にコラボレーションしてやっているかどうか。これはもし失礼があればお詫びいたしますが、その上であえて批判を顧みず言えば、人文学は先ほど言った三つの仕事のうちの一番を担っていると思います。でも、そこでどまっていたら駄目なのです。それをきちんと社会科学

に受け渡さなければ駄目なのです。何がいいのかという論点を出す。これはもちろん必要なのです。そこでとどまらずに、それが具体的にどうやったら実現できるかまで、入り口まで来ていただかないと社会科学としては受け切れないのです。

そして、社会科学は、逆に現状の説明にとどまっていけないでしょうか。今の現実の経済はこうです、現実の政治はこうです、といった現状説明の社会科学では世の中変わらないのです。現状を変える政治学、現状を変える経済学、現状を変える社会学になるためには、人文学が言う声にもっと真摯に耳を傾けなければいけないのです。

四 聖学院に期待されていること

そしてそれができるのはこの聖学院しかないのです。何故、他の大学ではできないのか。何千人も教員がいる大
学も多いですが、一つの方向を向いているわけではありません。大きな大学の教員にはクリスチャンもいますが、
多くは無宗教かもしれません。方向が常に違ってきます。でも、ここはもちろんクリスチャンの方もいれば、求道
者の方もいれば、そうでない方もいらつしやるかもしれません、とにかく一つのキリスト教という方向をもし向
くことができるとしたら、人文学と社会科学、つまり方向性を示す人文学と、それを現実を受け止めて政策化する
社会科学が手を組むことができるわけです。すばらしい先生方がたくさんいらつしやいます。例えば、都市の再生
であれば平修久先生がいらつしやいます。それから、統計的な分析であれば松原望先生もいらつしやいます。経済
の富沢賢治先生もいらつしやいます。そういうすばらしい先生方がいて、もし向こうとすれば一つの方向を向ける
ならば、人文学と社会科学が手を組める場合は恐らく日本の中でここなのだろうと思います。

図14 聖学院大学が期待されていること

1. 聖学院大学からの研究発信

『総幸福度（GAH）に関する研究』

『被災者・支援者のための心のケア』

2. 聖学院大学での教育

「好き嫌い」ではなく「何が正しいのか」で考えることができ、現実社会の問題を解決できる知識をもった人材の育成

それから、どちらを向くべきかという方向性、その思想がやはり強いのはここなのだと思います。そして、私は何度も現地に行きまして、聖学院大学の多くの方が現地でいろいろな働きをしていらっしゃるということは、首長からも県庁の方からも大変多く聞いております。それは皆さん、とても感謝をしているところでもあります。

そして、具体的に聖学院に期待されていることを最後に二つ申し上げて、私の話を終わりとさせていたいただきたいです（図14）。

阿久戸理事長・学長は、日本にブータンのワンチュク国王が来て、そして総幸福度がブームになるはるか前に、荒川区で既に、「幸福実感都市あらかわ」のアクシヨンプランのための基本構想を作られています。それは、ある種、われわれがどういう方向に向いていくべきかという方向性を出し、かつ荒川区の行政にそれを反映させている一つのいいモデルケースだろうと思います。それを日本でもっと広げていくことが、私は役割としてあると思います。

それから、読売新聞でも大きく出ましたように、『被災者と支援者のための心のケア』が出版されましたが、これは具体的に聖学院総合研究所の心理学あるいは社会福祉の大きな働きだと思っています。

そして、聖学院の研究の発信とともに重要なのはやはり教育です。一番重要なのは、私は幼稚園と小学校だと思っています。ここで一番重要なのは、「好きか嫌いか」でものを考えるお子さんではなくて、「何が正しいのか、何が正しくないのか」で

考えるお子さんを育てることです。もし、そういうものの判断基準がそのお子さんの中でできたら、それはお子さんにとって心の砂金のようなもので、一生、宝物としてそれを持っていくことができるのだろうと思います。恐らく、東京大学の島蘭先生は、聖学院のおかげでそれを心の中に持っている方なのだろうと、私は思っております。

そして、やはり大学院あるいは大学であれば、もちろん中学校・高等学校を経て、それを具体的に社会の中で生かせる人を育てることです。もちろん、思想に卓越して、将来、大学の先生になるという方も必要だろうと思います。しかし同時に、そういう目を持った公務員になる人が必要です。最近、公務員の方とばかりお会いしていますので、私は今感じるのです。そういう目を持った、心を持った公務員の方を育てていく。ただ同時にスキルも必要なのです。具体的に、行政学的な、経済学的な、統計学的な、そういうスキルを持っていないと、なかなか公務員としては、実際の仕事では難しいことになります。その教育においても、研究においても、人文学と社会科学を一つのキリスト教というものの下で融合させることが、今回の三・一一を経て私たち聖学院にできる復興ではないでしょうか。それができれば、それは復旧ではなくて復興にいくのだと思います。

二〇一二年一月七日、「教職員研修会」講演の概要をまとめたもの